

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	元札・応募者数	
令和8年度 短波監視施設珠洲センサ局及び北陸操作端末の据付工事	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.8.26	三菱電機（株） 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	本件は、総務省が電波監視用として北海道、関東、北陸及び九州の総合通信局並びに沖縄総合通信事務所に整備している短波監視施設について、令和5年度から令和7年度にかけて珠洲センサ局の更改事業を実施していた。しかし、令和6年能登半島地震により珠洲センサ局のアクセス道路等が被災したため、据付工事を行わず、更新設備の製造を令和7年度までに実施した。今般、被災した道路等について復旧の目途が立ち、据付工事を行うものである。 また、本件設備は、電波到来方向を探知・分析する機能を有しており、我が国の電波監視を行うための特殊な専用設備であるため、本請負に当たっては、そのシステム構成及び運用について知見を有することが必須であり、これら設備等を製造し、これまで保守業務を請け負ってきた三菱電機株式会社以外が調達した場合は、互換性が損なわれ保守業務に著しい支障を生ずる恐れがあることから、同社と随意契約を締結するものである。 政府調達に関する協定を改正する議定書 第13条（限定入札）（c）（i）互換性	395,578,700	395,578,700	100.0%					
令和8年度 遠隔方位測定設備の補用品の調達	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.8.31	三菱電機（株） 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	本件は、総務省が電波監視用として各総合通信局及び沖縄総合通信事務所に整備している遠隔方位測定設備センサ（三菱電機株式会社製のものに限る。）の補用品の調達を請け負うものである。 上記設備は、電波到来方向を探知・分析する機能を有しており、我が国の電波監視を行うための特殊な専用設備であるため、本請負に当たっては、そのシステム構成及び運用について知見を有することが必須であり、これら設備等を構築している三菱電機株式会社以外が調達する場合は、互換性が損なわれ保守業務に著しい支障を生ずる恐れがあることから、同社と随意契約を締結するものである。 政府調達に関する協定を改正する議定書 第13条（限定入札）（c）（i）互換性	38,300,900	38,300,900	100.0%					
自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム（第3期再構築業務）委託	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.8.7	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町2-5	3010005022218	地方公共団体情報システム機構法により自治体セキュリティ向上プラットフォームの開発及び運用に加え、当該システムに関する地方公共団体への情報の提供、助言その他の支援を実施できる事業者は、地方公共団体情報システム機構以外にいないため 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	583,958,928	583,958,928	100.0%					
電波利用料徴収における預貯金等照会業務のデジタル化に係るサービスの提供業務の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.8.27	（株）NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	総務省では、免許人が電波利用料を滞納した場合に、電波法第103条の2及び国税徴収法第141条の規定に基づき、金融機関等の保有する預貯金等情報の照会を行っている。 本件は現在書面・郵送で行っている金融機関への照会をオンライン化するものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	3,195,500	3,195,500	100.0%					
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「産業分野の通信環境を最適化する無線制御技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.8.6	産業用無線技術研究組合 京都府相楽郡精華町光台2-2-2	9130005017596	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の1年目に当たるものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	639,999,999	639,999,999	100.0%					
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「産業分野の通信環境を最適化する無線制御技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.8.6	（大）和歌山大学 和歌山県和歌山市栄9-3-0	6170005001780	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の1年目に当たるものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	12,178,400	12,178,400	100.0%					
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「産業分野の通信環境を最適化する無線制御技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.8.6	（株）国際電気通信基礎技術研究所 京都府相楽郡精華町光台2-2-2	3130001036705	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の1年目に当たるものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	84,500,000	84,500,000	100.0%					
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.8.24	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町4-2-1	7012405000492	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和8年5月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	482,004,900	482,004,900	100.0%					

令和８年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.8.24	ザインエレクトロニクス（株） 東京都千代田区神田美土代町 9-1	1010001044837	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	65,715,000	65,715,000	100.0%								
令和８年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.8.24	(大) 広島大学 広島県東広島市鏡山 1-3-2	1240005004054	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	75,595,000	75,595,000	100.0%								
令和８年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.8.24	(大) 名古屋工業大学 名古屋市中区昭和区御器所町字木市 2 9	2180005006072	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	48,893,000	48,893,000	100.0%								
令和８年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.8.24	(学) 東京理科大学 東京都新宿区神楽坂 1-3	5011105000945	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	135,018,000	135,018,000	100.0%								
令和８年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.8.24	京セラ（株） 京都府京都市伏見区竹田島羽殿町 6	4130001000049	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	19,890,000	19,890,000	100.0%								
令和８年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.8.24	コネクテックジャパン（株） 新潟県妙高市工田町 3-1	8110001020672	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	52,884,000	52,884,000	100.0%								
令和８年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.8.24	NECネットワーク・センサ（株） 東京都府中市日新町 1-1 0	7012401000240	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	81,545,496	81,545,496	100.0%								
令和８年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「275GHz帯中距離大容量無線通信技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.8.24	(株) エーイーティー 神奈川県川崎市麻生区栗木 2-7-6	9020001065057	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和 8 年 5 月に行われた当該評価会において、当該実施機関で実施すべきという評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の 3 第 4 項・予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号	38,454,163	38,454,163	100.0%								

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。